

# 北方領土に幸せを!



## 北方領土返還要求完給県民会議

## [はじめに]

Access H



Instagram



Land Stort of Stort o

「最後に、両国の今も続く北方領土問題を風化させないことが返還への一歩となると考えます。それが 大きくなればなるほど、強大で絶対的な返還への支えになります。私は、その希望を信じて、これからも 北方領土について詳しく勉強し、多くの人に話をしていきたいと思います。そして、本当に忘れてはいけ ないのは、日本に領土が返還された時、島民として暮らしていたロシア人が元島民の日本人のような扱い を受けてはいけないということです」

この言葉は、「北方領土の日」に東京で開催された全国大会において若者の代表として北方領土への想いを語った本県の高校生が、根室市等で開催された現地研修会に参加した感想の一部です。

## は防領土の問題って?1

of the Koltand Market Coltand Coltand

北海道の東に位置する北方領土(歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島)は、わか国間有の領土にもかかわらず、昭和20年8月から80年経とうとする今もソ連(現・ロシア)に不法に占拠されています。その結果、国内避難民である元島民の方々に、いまだに幸せは訪れておりません。

いうまでもなく領土は日本の主権にかかわる極めて重要な問題であり、日本政府は北方四島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結することを方針としています。主権を有する私たち国民にはその問題の重要性を認識することが求められています。教育の場においても、小学校5年生の社会科、中学校の社会科、そして高等学校の地歴科及び公民科で、日本固有の領土として学習することが学習指導要領に明示されております。

## [元島民の方々の幸せために]

私たち日本人にとって、北方領土は「地続き」の問題であり、自分の故郷を強制的に奪われた島民の皆様方の様々な想いは、自分ごととして意識せざるをえない重要な問題です。

私たち「北方領土に幸せを!」北方領土返還要求宮崎県民会議は、内閣府、及び北方領土問題対策協会の支援のもと、昭和57年から官民一体となって、すべての宮崎県民の皆様方に、北方領土問題の重要性について気づいていただけるよう、パネル展や県民集会、キャラバン隊等の活動や根室市等への派遣事業をおこなっております。

#### 北方領土返還要求宮崎県民会議規約

(名 称)

第1条 本会は、北方領土返還要求宮崎県民会議という。

(組 織)

第2条 本会は、平和的手段による北方領土返還運動の趣旨に賛同する団体・個人をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、我が国固有の領土である北方領土の返還の実現をはかるため、 必要な事業を行なう事を目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するための、次の事業を行う。
- (1) 北方領土返還運動に関して随時連絡協議し、各種の情報資料などの交換を行う。
- (2) 必要に応じて、返還運動の協力提携をはかり、啓発キャラバン隊派遣、 署名運動、陳情、請願運動等の返還を促進するための活動を行う。
- (3) 参加団体の協力を得て、県民大会を開催する他、県内各地において研修会、講演会、地方集会等を開催する。
- (4) 九州・沖縄各県民会議と合同でブロック大会を開催する。
- (5) その他、目的を達成するため必要な事業を行う。

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 推進委員 1名
- 2 会長は本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 理事は各団体推薦者3名と、個人会員のうち会長が指名するもの若干名。
- 5 各団体推薦の理事について、所属団体の都合により任期途中で変更が生じた 場合は速やかに報告するものとする。
- 6 監事は県庁の主管課とする。
- 7 推進委員は役員会において協議のうえ県が推薦し、(独)北方領土問題対策協会がこれを委嘱する。

(役員の任期等)

- 第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 推進委員の委嘱期間は(独)北方領土問題対策協会の規定により1年とし、再任を妨げない。

### (会 議)

- 第7条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 2 総会は第5条の役員をもって構成する。
- 3 総会は年1回とし、必要に応じて臨時に開くことが出来る。
- 4 総会は規約変更、予算決算、活動計画、会長・副会長の選任、その他を協議する。
- 5 総会は同条2項に定める定数の3分の2以上をもって成立し、議決は出席 者の過半数を以って決する。但し委任状の出席を認める。

(役員会)

- 第8条 役員会は第5条の役員をもって構成し、会長がこれを招集する。
- 2 役員会では本会運営上必要と認められる事項、及び会長が必要と認める事項について審議する。
- 3 役員会では第2条を構成する団体・個人についての加入減員を審議する。 (事務局)
- 第9条 本会の所在地は事務局に置く。
- 2 事務局は本会の事務を処理する。事務局は役員会の承認を受け、会長がこれを指名する。

(顧 問)

第10条 本会に顧問を置くことが出来る。

(経費)

第11条 本会の経費は(独)北方領土問題対策協会補助金及び寄付金等をもって あてる。

(会計年度)

- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。 (補則)
- 第13条 この規約に定める以外の必要な事項は役員会において定める。

この規約は、昭和 57 年 7 月 24 日から施行する。 (平成 24 年 5 月 15 日改正)

## 北方領土返還要求宮崎県民会議 組織図

